

『事業執行管理システム維持管理業務委託』
に係る一般競争入札

入札説明書

福島県土木部

目 次

番号	内容	ページ
1	入札説明書（本文）	3 ～ 9
2	別記 1、別記 2（福島県財務規則抜粋）	10 ～ 12
3	様式	13 ～ 26
	様式 1 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札参加資格確認申請書	
	様式 2 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札参加資格確認通知書	
	様式 3 - 1 入札書	
	様式 3 - 2 見積書	
	様式 4 委任状	
	様式 5 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札出席届	
	様式 6 入札保証金納付免除申請書	
	様式 7 履行実績証明書	
	様式 8 履行実績証明願	
	様式 9 改修に伴う業務アプリケーションの プログラム開示確約書	
	様式 10 技術者通知書	
	様式 11 技術者経歴書	
	様式 12 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札仕様書等に関する質問書	
	様式 13 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札仕様書等に関する回答書	
4	委託契約書（案）	27 ～ 40

入札説明書

この入札説明書は、「事業執行管理システム維持管理業務委託」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 事業執行管理システム維持管理業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙「事業執行管理システム維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 4に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処されている者
- (5) 入札参加者又はその役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 5の(3)に掲げる日から起算して5年前の日から4に掲げる日まで、国又は地方公共団体等に対し、J A V A言語によるオペレーティングシステムに依存しない土木事業の執行管理を担うウェブシステムの設計開発又は維持管理業務を履行した実績のある者であり、かつ、その設計開発、維持管理を行った技術者を当該業務に配置できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、事業執行管理システム維持管理業務委託一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類等を添付し、令和7年3月17日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午後5時までに、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 全部事項証明書（登記簿謄本）

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

イ 履行実績証明書（様式7）

過去5年間に於いて、国又は地方公共団体等に対し、J A V A言語によるオペレーティングシステムに依存しない土木事業の執行管理を担うウェブシステムの設計開発又は維持管理業務の履行実績を記載し、履行実績証明願（様式8）を添付し提出すること。

ただし、証明対象の契約が、福島県との場合は、その契約書の写しをもって履行実績証明願（様式8）に代えることができる。

ウ 改修に伴う業務アプリケーションのプログラム開示確約書（様式9）

当該業務システムは、全てのソースプログラムの開示により誰でもがソフトウェアの改良、運用保守業務を行えることとし、改修に伴い作成したソースプログラムを開示することに同意する確約書を提出すること。

エ 技術者通知書及び経歴書（様式10、11）

上記イの履行実績証明書に記載の業務を担当した技術者のうち、当該業務に配置する技術者の業務経歴及び当該業務における位置づけ等を記載した技術者経歴書を、技術者通知書に添付し提出すること。

オ 業務実施体制（任意様式）

想定する維持管理業務実施体制について記載し提出すること。（技術者名、技術者の常駐する支店、営業所等の所在地及び福島県庁までの登庁時間について記載すること。）

※上記イからオの各調書は、申請者の届出印により証明を行うこと。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総務課（予算経理担当）

電話 024-521-7488

E-mail dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の配布期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月24日（月）

午前8時30分から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 開札の場所及び日時

入札者は以下の場所、日時の入札に必要な書類を持参すること。

土木総務課分室（本庁舎4階）

令和7年3月25日（火）午前10時

(4) 入札書の提出方法は、開札時に持参するものとし、郵送による入札は認めない。

6 入札書の提出方法

(1) 指定の入札書（様式3-1）を上記5の(3)に指定する場所及び日時に提出すること。

(2) 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ 開札日及び委託業務名 [令和7年3月25日開札「事業執行管理システム維持管理業務委託」の入札書在中]

(3) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。

ア 委任状（様式4）

イ 一般競争入札出席届（様式5）

開札日の出席者全員について記入の上提出すること。

ウ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し

エ 入札保証金納付免除関係書類

免除を希望する者は、令和7年3月17日（月）午後5時までに、入札保証金納付免除申請書（様式6）を土木総務課へ提出すること。また、開札日に入札保証保険証券原本を提出すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合には、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。また、代理人は、委任状（様式4）を持参すること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、見積もった金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）

で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（※上記6の(3)のエで指定する申請書を提出する。）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する場所及び日時で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札参加者が本書又は写しを持参する。）

イ 一般競争入札出席届

ウ 委任状

(3) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提示して、確認を受けること。

(4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。

(5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回限りさらに入札に付することができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり

代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 に定める入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代え

て当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第16条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

(4) 令和7年2月福島県議会定例会において、本事業に係る予算が議決された後に落札者を決定する。

ただし、同定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は、決定を見送る。

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

16 契約書等の作成

(1) 落札者は、発注者が交付する委託契約書（別紙。以下「契約書」という。）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

17 委託料の支払い条件

(1) 上半期分（4月～9月）の委託料は、受注者が契約書に定めた規定により提出した書類が検査に合格したときのみ、適法な請求書により、発注者に対して請求することができる。

(2) 下半期分（10月～3月）の委託料は、委託業務が終了し、契約書に定めた規定により提出した書類が検査に合格したときのみ、適法な請求書により、発注者に対して請求することができる。

(3) 上半期分の委託料の請求額については、出来高以内の額をもって請求することができるものとし、下半期分の委託料の請求額については、契約額から受領済み額を差し引いた額を請求することができる。

(4) 発注者は、適法な請求書により支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に支払うも

のとする。

- 18 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 19 契約条項
契約書（案）及び財務規則による。
- 20 委託業務の仕様等に関する質問及び回答
委託業務の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。
 - (1) 事業執行管理システム維持管理業務委託一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式12。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
 - (2) 質問書の提出は、原則として電子メールによることとするが、ファクシミリ送信を希望の場合は、5(1)に示す電話番号まで連絡すること。なお、電子メールによる質問書の送付後は、電話で確認を取ること。
 - (3) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和7年3月10日（月）午後5時までとする。
 - (4) 質問書に対する回答は、事業執行管理システム維持管理業務委託一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式13）により令和7年3月14日（金）に福島県土木部土木企画課のホームページへ掲載するとともに、5の(1)に掲げる場所で閲覧に供する。
土木企画課ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025a/>
- 21 入札説明書の再配布等の禁止
本入札説明書受領者は、閲覧した日の属する年度から5年間、本件にかかる入札参加資格確認申請書類作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - (1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - (2) 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - (3) 第三者への本説明書複写物の配布
- 22 当該契約に関する事務を担当する部署
上記5の(1)に同じ。

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 2 4 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2

（略）

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 2 2 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2

(略)